

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

四国（高知）国民年金 事案 524

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで
昭和51年2月6日にA市役所を訪れ、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和51年2月5日にB市からA市に引っ越し、翌日には、A市役所の窓口で、B市からの転入の手続に加えて、申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得時期から、同年1月頃にB市で払い出されたものと考えられること、ii) 戸籍の附票によると、申立人は、同年2月5日付けでB市からA市に転入していることが確認できること、iii) A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、同年2月6日に申立人が住所変更の手続を行ったことをうかがわせる記載が確認できること、iv) A市が、「申立期間当時において、庁舎内の指定金融機関以外に、国民年金担当窓口でも保険料の収納事務を扱っていたと思われる。」と回答していることから、申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間に引き続く昭和51年4月から同年8月までの国民年金保険料は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万2,000円、申立期間②は9万円、申立期間③は12万1,000円、申立期間④は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 7 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書、B銀行事務集中センターから提出された取引履歴明細表及び複数の同僚の給与明細書から判断すると、申立人は、A社から申立期間①から④までに係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、A社から提出された給与支給明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額とB銀行事務集中センターから提出された取引履歴明細表の賞与振込額から、申立期間①は8万2,000円、申立期間②は9万円、申立期間③は12万1,000円、申立期間④は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出して

いないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月13日
② 平成18年12月12日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社における同期入社と同僚から提出された平成18年冬季賞与明細表によると、当該同僚は、申立期間において5万円の賞与が支払われ、当該賞与から5万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額並びに前述の同期入社と同僚を含む複数の同僚から提出された給与額合計表、賞与明細表及び源泉徴収票に基づき、平成18年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、当該標準賞与額及び平成18年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、上記同僚の一人から提出された給与額合計表及び賞与明細表に基づく平成18年分の給与収入額及び社会保険料控除額は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

また、前述の同期入社と同僚から提出された平成18年夏季賞与明細表によると、当該同僚は、申立期間①において、1万円の賞与が支払われたものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、他の同期入社と同僚は、「同年の夏の賞与額は1万円程度の金額であったが、同年の冬は10万円以上あった。」と供述していることから、上記の10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額は、申立期間②において支払われた賞与に係るものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から、10万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、前述のとおり、同期入社と同僚は、賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、別の同期入社と同僚及び申立人からも、申立期間の賞与に係る保険料控除についての具体的な供述は得られず、申立期間において、賞与から厚生年金保険料が控除されたことは確認できない。

また、A社の事業主は、「申立人に賞与を支給したか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①及び②は10万円、申立期間③及び④は11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日
② 平成 15 年 12 月 15 日
③ 平成 16 年 7 月 15 日
④ 平成 16 年 12 月 15 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及びB銀行事務集中センターから提出された取引履歴明細表から判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された給与明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②は10万円、申立期間③及び④は11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月13日
② 平成18年12月12日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準賞与額については、申立人から提出された平成18年冬季賞与明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人から提出された平成18年夏季賞与明細表によると、1万円の賞与の支給が確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、平成18年中に申立人に支給された給与及び同年冬季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料を検証したところ、当該社会保険料額は一致していることが確認できる。

さらに、A社の事業主は、「申立期間①において、申立人に賞与を支給したか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1182

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成18年12月12日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和63年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月13日
② 平成18年12月12日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人のA社における同期入社と同僚から提出された平成18年冬季賞与明細表によると、当該同僚は、申立期間において5万円の賞与が支払われ、当該賞与から5万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の標準報酬月額並びに前述の同期入社と同僚を含む複数の同僚から提出された給与額合計表、賞与明細表及び源泉徴収票に基づき、平成18年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、当該標準賞与額及び平成18年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支払われたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、上記同僚の一人から提出された給与額合計表及び賞与明細表に基づく平成18年分の給与収入額及び社会保険料控除額は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

また、前述の同期入社と同僚から提出された平成18年夏季賞与明細表によると、当該同僚は、申立期間①において、1万円の賞与が支払われたものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、他の同期入社と同僚は、「同年の夏の賞与額は1万円程度の金額であったが、同年の冬は10万円以上あった。」と供述していることから、上記の10万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額は、申立期間②において支払われた賞与に係るものとするのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から、10万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、前述のとおり、同期入社と同僚は、賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、別の同期入社と同僚及び申立人からも、申立期間の賞与に係る保険料控除についての具体的な供述は得られず、申立期間において、賞与から厚生年金保険料が控除されたことは確認できない。

また、A社の事業主は、「申立人に賞与を支給したか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）国民年金 事案 525

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から49年12月までの期間、55年4月から57年3月までの期間及び同年6月から59年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から49年12月まで
② 昭和55年4月から57年3月まで
③ 昭和57年6月から59年9月まで

私が20歳になった時に、母が国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料は、母が自宅（A市B町）に集金に来ていた近所の男性を通じて納付していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料について、自宅に集金に来ていた近所の男性を通じて母親が納付したと主張しているところ、A市は、「母子会を通じて保険料の集金を行っていた。」旨回答しており、同市が申立期間における集金担当として氏名を挙げた二人は、当委員会の調査で女性であることが確認できたため、申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、「集金に来ていた男性は、既に死亡していると思う。」と述べているほか、A市が申立期間における集金担当として氏名を挙げた二人は、それぞれ死亡又は連絡先が不明である上、申立人が申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料を納付していたとする母親は、既に亡くなっており、申立期間①、②及び③に係る保険料の納付状況を確認することができない。

2 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月1日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらないことから、当該加入手続時点において、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない

期間である。

また、申立期間②について、申立人の母親の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の一部は未納と記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間③について、国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその母親は、昭和 57 年 6 月にそれぞれ別の住所へ転居している記録となっている上、母親の申立期間③は未納又は免除と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の母親が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 8 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 50 年 2 月 1 日から 54 年 9 月 1 日まで

申立期間①及び②はA事業所（現在は、B社）に、申立期間③はC商店に、申立期間④はD社にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、年金記録が無い。いずれの事業所においても厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡している上、当社は二度火事になっているため、申立期間①及び②当時の書類が一切残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについては調べることができない。」と回答している。

また、複数の同僚が、「入社後、3か月ほど見習い期間があり、当該期間は厚生年金保険に加入していなかった。」「入社した頃は修行みたいなものだったので、一人前になるまでは厚生年金保険に加入させてもらえなかったかもしれない。」旨供述しており、入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったことがうかがえる。

さらに、同僚の一人は、「私は、昭和 42 年 1 月頃にA事業所に入社し、給与担当であった。私が入社した頃には、既に申立人は勤務していたと思うが、いつまで勤務していたかは覚えていない。また、同年同月以降について、申

立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか覚えていない。」と供述している。

加えて、A事業所における申立人の雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録が合致しているところ、同僚4人の雇用保険の被保険者記録と厚生年金保険の被保険者記録は、ほぼ合致する上、これら4人のうち回答が得られた3人の退社日と雇用保険の離職日及び厚生年金保険の資格喪失日もほぼ合致している。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番は無い上、申立人に係る同被保険者原票に記載されている厚生年金保険の被保険者資格取得日及び同資格喪失日が訂正された形跡は無く、記載内容に不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間③について、社会保険オンライン記録及び事業所名簿検索システムにより、申立人が勤務していたとするC商店が、厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できない。

また、申立人がC商店で一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた者は、「私は、同商店で5年ほど勤務していたと思うが、申立人のことは覚えていない。また、同商店で勤務している間、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している上、同者に申立期間③における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人がC商店の取引先であったとして名前を挙げた事業所のうち、現在も事業を継続している事業所3社は、「申立期間③当時、同商店と取引があったかどうか分からない。」旨回答している。

加えて、申立人は、申立期間③において、E市内のF病院に1か月ほど入院した際、健康保険被保険者証を使用したと主張しているところ、同院は、「申立期間③当時の診療録は残っていない。」と回答しており、申立人が申立期間③において同被保険者証を使用したことが確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間④について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、法人登記簿謄本によるとD社は既に解散しており、後継企業であるG社は、「申立期間④当時の資料は無く、申立期間④当時のことを知る者もいないため、D社における申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と回答している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間④前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者であって、所在の確認

ができた12人に照会し、回答が得られた7人のうち申立人のことを知っていると回答した1人は、「申立人と一緒に勤務していたが、申立人の勤務期間は覚えていない。申立人が正社員であったかどうか、また、厚生年金保険に加入していたかどうかは、会社からそのようなことを聞いたことがないので知らない。」と供述しており、申立人が、申立期間④において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができない。

さらに、前述の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

四国（高知）厚生年金 事案 1180

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月8日から32年3月29日まで

年金事務所で年金記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであるとの回答であったが、A社B工場を退職した際に、脱退手当金を受給した覚えは無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の受給要件を満たすとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和32年3月29日の前後2年以内に資格喪失した申立人を含む12人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、オンライン記録において、12人全員に厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、申立期間当時の同僚の一人は「退職時に脱退手当金についての説明を会社側から受け、退職金と併せて脱退手当金をもらった。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金が支給されたことを示す記録がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和32年4月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、上記脱退手当金の支給決定日は、通算年金制度創設前であり、当該支給決定日時点においては、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無け

れば年金は受給できなかつたため、申立期間の事業所を退職後、国民年金制度発足までに公的年金制度への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1183

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をBにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで
昭和 34 年 1 月 1 日から 38 年 5 月 20 日までC組合（現在は、D組合）で勤務していた。申立期間については、退職一時金をもらっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A共済組合から提出された申立人に係る組合員資格喪失届及び同取得届により、昭和 37 年 2 月に申立人を含む 10 人について、35 年 10 月 1 日に遡って同資格喪失処理、申立人を含む 6 人について、36 年 6 月 1 日に遡って同資格再取得処理が行われ、同資格期間を訂正したことが確認できるところ、同届には、35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間について、事業を停止していたため、遡って組合員資格期間を訂正した旨の記述が確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間について、A共済組合の組合員資格期間を有する者のうち、C組合の者は確認できない上、A共済組合から提出された申立人に係る資格関係資料の組合員記録は、全てオンライン記録と一致している。

さらに、D組合は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び掛金の控除について不明である。」旨回答している上、オンライン記録において確認できる同僚 13 人のうちほとんどの者は、死亡又は連絡先不明であり、連絡先が判明した者のうち 1 人から回答があったものの、当該同僚からは、申立人の申立期間における共済掛金の控除について供述が得られない。

一方、A共済組合から提出された申立人に係る退職年金退職一時金請求書から、申立人は、組合員資格期間を 2 回に分けて請求していることが確認できるところ、1 回目は昭和 34 年 1 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間、2 回目は 36 年 6 月 1 日から 38 年 5 月 20 日までの期間となっており、申立期間は請求していない期間となっていることから判断すると、同請求書を提出した時点において、申立人は、申立期間が同資格期間ではないことを認識していた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における共済掛金の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A共済組合員として掛金をBにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

昭和 34 年 1 月 1 日から 38 年 4 月 30 日までC組合（現在は、D組合）で勤務していた。申立期間については、退職一時金をもらっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の夫が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A共済組合から提出された申立人に係る組合員資格喪失届及び同取得届により、昭和 37 年 2 月に申立人を含む 10 人について、35 年 10 月 1 日に遡って同資格喪失処理、申立人を含む 6 人について、36 年 6 月 1 日に遡って同資格再取得処理が行われ、同資格期間を訂正したことが確認できるところ、同届には、35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間について、事業を停止していたため、遡って組合員資格期間を訂正した旨の記述が確認できる。

また、オンライン記録において、申立期間について、A共済組合の組合員資格期間を有する者のうち、C組合の者は確認できない上、A共済組合から提出された申立人に係る資格関係資料の組合員記録は、全てオンライン記録と一致している。

さらに、D組合は、「申立期間当時の資料は無いため、申立人の勤務実態及び掛金の控除について不明である。」旨回答している上、オンライン記録において確認できる同僚 13 人のうちほとんどの者は、死亡又は連絡先不明であり、連絡先が判明した者のうち 1 人から回答があったものの、当該同僚からは、申立人の申立期間における共済掛金の控除について供述が得られない。

一方、A共済組合から提出された申立人に係る退職年金退職一時金請求書から、申立人は、組合員資格期間を 2 回に分けて請求していることが確認できるところ、1 回目は昭和 34 年 1 月 1 日から 35 年 10 月 1 日までの期間、2 回目は 36 年 6 月 1 日から 38 年 4 月 30 日までの期間となっており、申立期間は請求していない期間となっていることから判断すると、同請求書を提出し

た時点において、申立人は、申立期間が同資格期間ではないことを認識していた可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における共済掛金の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合員として、申立期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月から 48 年 11 月 12 日まで

A社に再就職した期間の厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 48 年 11 月 12 日になっているが、実際は、同社には 47 年 11 月から勤務していたので、申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも昭和 47 年 12 月 22 日以降、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人に照会し、回答があった4人のうち、申立人が同じ業務に従事していたとする同僚及びほかの同僚3人のうち1人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、それぞれ、入社して1年8か月後及び入社して3か月後になっていることから判断すると、同社では、必ずしも従業員全員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、A社は、「申立期間当時の資料は無く、当時の事業主は既に死亡しているため厚生年金保険の取扱い等について確認できない。」旨回答している上、申立期間当時の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。